

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、入札及び契約の適正化、適正な施工体制及び下請契約の確立、適正な施工の確保のための事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 市長は、法第7条及び法施行令（以下「令」という。）第5条の規定による当該年度に発注されることが見込まれる公共工事で、次に掲げるものの見通しに関する事項を公共工事の発注見通しに関する事項の公表（様式第1号）により公表しなければならない。ただし、令第5条第1項の規定によるもののほか、特に市長が必要と認めるものは公表をしないことができる。

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む）が250万円を超えるもの
- (2) 工事実施が確定的であるもの

2 前項の公表は、工事担当課で様式第1号により作成し、契約検査課で取りまとめたうえ公表するものとする。

3 新たに追加される工事に関する公表は、第1項第1号及び第2号に該当することを確認し随時行うものとする。

(入札及び契約に係る情報の公表)

第3条 令第7条第1項の公表は有資格者名簿（様式第2号）により行うものとする。

2 令第7条第2項各号の公表は次の各様式により行うものとする。

- (1) 様式第3号（一般競争入札参加に必要な資格）
  - (2) 様式第4-1号（一般競争入札の参加者名簿）
  - (3) 様式第4-2号（一般競争入札の不認定者名簿）
  - (4) 様式第5号（指名競争入札における指名業者名簿及び理由）
  - (5) 藤岡市入札結果等の公表要領様式第2号（入札者名簿及び入札金額、落札者の名称及び落札金額）
  - (6) 様式第6号（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に関する公表）
  - (7) 様式第7号（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に関する公表）
  - (8) 様式第8号（総合評価競争入札を行った場合の公表）
  - (9) 様式第9号（契約締結に関する公表）
  - (10) 様式第10号（随意契約を行った理由の公表）
- 3 令第7条第3項の公表に関する様式は、様式第9号により行うものとする。

(施工体制の適正化)

第4条 受注者は、下請負人と契約を締結したとき、法に基づく適正な施工体制を確保するため、次の書類を監督員に提出しなければならない。

- (1) 施工状況報告書（様式第11号）
- (2) 施工体制台帳（写）（様式第12号）
- (3) 施工体系図（写）（様式第13号）
- (4) 再下請負通知書（写）（様式第14号）

2 受注者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、速やかに下請施工状況変更届（様式第15号）を監督員に提出しなければならない。

- (1) 新たに下請契約を締結したとき
- (2) 下請契約を解除したとき
- (3) 請負金額を変更したとき
- (4) 既に提出されている書類に変更が生じたとき

(工事実績情報の登録)

第4条の2 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工の登録は工事完成検査合格後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は受注者が保管し、監督員の請求があった場合は遅滞

なく提示するとともに、検査時に提示しなければならない。

(再生資源の利用の促進)

第4条の3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画（建設リサイクル報告様式）を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。（ただし、COBRIS登録している場合には、登録証明書のみを提出する）

2 受注者は、建設副産物実態調査の対象となる変更後の請負金額が100万円以上の工事においては、再生資源利用促進計画（建設リサイクル報告様式）を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書（建設リサイクル報告様式）及び再生資源利用促進実施書（建設リサイクル報告様式）を監督員に提出しなければならない。（ただし、COBRIS登録している場合には、登録証明書のみ提出する）

(建設発生土の処理計画)

第4条の4 受注者は、建設発生土の適正な運搬処理を確保するため、建設発生土を処理する前に残土運搬処理実施（変更）計画書（様式第16号）を監督員に提出しなければならない。また、建設発生土処理後は残土運搬処理報告書（様式第17号）を監督員に提出しなければならない。

(公表の場所)

第5条 法第7条及び第8条の規定による公表の場所は、総務部契約検査課において行う。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。